

2026年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程試験問題解説
刑事訴訟法

1 解説

(1) 出題の趣旨

第1問は、いわゆるおとり捜査が実施されて、被疑者が現行犯逮捕されたとの事案を素材に、現行犯逮捕の条文を適切に適用できることを前提に、おとり捜査の適法性を問うことにより、基本的な知識やこれを踏まえた解釈能力、及び解釈で導いた法理論等を具体的事案に適用できるかという法適用能力を試すものであり、また第2問では、いわゆる約束による自白の証拠能力を論じさせることにより、自白法則の基本的理解及び解釈能力を問うものである。

(2) 第1問について（現行犯逮捕、おとり捜査の適法性）

ア 現行犯逮捕の適法性

警察官K1は、現行犯逮捕と告げて、無令状で甲を逮捕していることから、まず現行犯逮捕（法213条）の適法性が問題となる。

現行犯逮捕には、狭義の現行犯逮捕（法212条1項）と準現行犯逮捕（法212条2項）があるが、本件では、まさにK1が、甲の覚醒剤所持事実を現認して、犯行後直ちに（10分後）に逮捕しているので、甲が狭義の現行犯逮捕（法212条1項）の「現に罪を行い」又は「行い終わった者」に該当するといえる。

更に詳しく言えば、「現に罪を行い」又は「行い終わった者」とは、現行犯逮捕が令状主義の例外とされる（憲法33条）の趣旨（逮捕の時の状況から、逮捕者にとって犯罪と被逮捕者の結びつきが明白であるため、誤認逮捕のおそれが少ない）から、逮捕者にとって①犯罪と犯人の明白性、②犯行と逮捕との時間的接着性をいうと解されている。

本問では、甲が暴力団幹部で覚醒剤密売をしているとの確度の高い情報あったこと、前日に身分を秘匿したK1の依頼により甲が覚醒剤を売ると約束したこと、当日直前に覚醒剤代金として100万円を受け取ったこと、その白色結晶をその代金引き換えに渡してきたこと、同白色結晶がK1の捜査経験から覚醒剤であると判断されたことなどから、逮捕者K1にとって、甲の覚醒剤所持事実が明白であったことから、その直後にK1が甲を法212条1項の現行犯逮捕したことは適法である。

注) 判断資料の点

やや細かい論点であるが、現行犯逮捕が、私人でも逮捕できることから、現行犯人の認定の根拠資料史料は、逮捕者を含む一般人が直接覚知しうる資料に限るとする見解（寺崎・刑訴法（3版）172頁）もある。これによると、本問では、K1は、警察官としての知識・情報・経験から「白色結晶が覚醒剤」と判断しており、一般私人からでは、覚醒剤所持事実が明白とはいえないのではないかと疑問もある。

しかし、通説・実務は、逮捕者たる警察官が、警察官故の知識・経験・情報を考慮したとしても、その場の客観的状況から犯罪と犯人が明白と判断できるならば、現行犯逮捕の前記趣旨を損なうものではないとしており（**和光大内ゲバ事件・最三小決平8・1・29刑集50巻1号1頁、百選（11版）13事件、判例教材（5版）63頁**もこの見解を採用すると解される）、この見解に従えば、上記本文で述べた通り、適法な現行犯逮捕であることに疑問は生じないであろう。

イ 問題の所在（おとり捜査の意義）

おとり捜査とは、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するよう働きかけ、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するものをいう（後記**最決平成16・7・12刑集58巻5号333頁、百選(11版)11事件、判例教材(5版)46頁**が示した定義）。

K1は、その身分や意図を相手方（甲）に秘して犯罪（覚醒剤密売）を実行するよう働きかけ、相手方がこれに応じて犯罪（覚醒剤所持）の実行に出たところで現行犯逮捕により検挙しており、まさしくおとり捜査が行われている。

このようなおとり捜査については根拠となる規定やその適法性に関する明文の規定はない。したがって、捜査権限に関する一般的規定である法197条1項の規定により任意捜査として認めうるかどうかである。

ウ おとり捜査の違法性の根拠

おとり捜査の適法性の判断基準検討に当たって、まず重要なのは、おとり捜査はなぜ問題（違法の余地）があるのか、である。

概ね、以下のとおり、3点が指摘される

(ア) **司法の廉潔性の侵害**（田宮・刑訴〔新版〕69、松尾・刑訴（上）〔新版〕127頁など）

おとり捜査は、本来犯罪を防止すべき国家が**一種の詐術**を用いて人を犯罪に誘い込むという点で不公正な捜査であり、その違法性の根拠は、「捜査の公正」ないし「司法の廉潔性」に反することに求められる（「**捜査の公正・司法の廉潔性説**」とも呼ばれる〔古江・井上＝酒巻編刑訴の争点99頁による呼称〕）。

(イ) 国家による犯罪結果惹起の危険性の創出（**国民一般への法益侵害**）

（酒巻・刑訴(3版)191頁、173頁、古江・井上＝酒巻編刑訴の争点98など）

おとり捜査は、本来国家が刑事実体法により保護すべき法益侵害の危険を自ら惹起ないし創出しており、その違法性の根拠は、創出される犯罪の被害者に対する法益侵害に求められる（以下「**第三者の法益侵害説**」〔古江・井上＝酒巻編刑訴の争点99頁による呼称〕、「**保護法益侵害危険惹起説**」〔古江・事例演習刑事訴訟法(3版)195頁による呼称〕ともいう。）。

(ウ) **被疑者（捜査対象者）への侵害性**

おとり捜査は、被疑者の人格的自律権を侵害する（三井・刑事手続法(1)〔新版〕89頁）、あるいは国家の干渉を受けることなく独自に意思決定する自由という人格的価値を制約する（有斐閣・演習刑事訴訟法〔大澤裕〕180頁、同・平成16年度ジュリ重判解1291・191）ものであり、その違法性の根拠は、対象者の法益侵害に求められる（「**相手方の法益侵害説**」〔古江・井上＝酒巻編刑訴の争点99頁による呼称〕、「**対象者法益侵害説**」〔古江・事例演習刑事訴訟法(3版)193頁による呼称〕ともいう。）。

（批判）

- 犯罪を行うこと自体の意思決定は対象者自身が自律的に行っており、対象者の意思を制圧するような法益侵害は認められない上、犯罪について、「国家の干渉を受けることなく独自に意思決定する自由という人格的価値」など法的に保護に値しない（古江・井上＝酒巻編刑訴の争点98、古江・事例演習刑事訴訟法(3版)195頁、川出・判例講座〔捜査・証拠篇〕2版238、239頁）。

エ おとり捜査の適法性判断基準

(ア) 主観説（二分説）

かつては、捜査対象者（おとりにかかった者）の主観面に着目する二分説が裁判例で採用されており、この見解は、もともと**犯意**（刑法概念における、犯意（当該犯罪の実行の意思＝故意）ではなく、**事前の犯罪的傾向、犯行の素地**とでも言うべきものであることに注意。）を有していた者が犯罪を実行する機会を与えられたに過ぎない場合であるいわゆる**機会提供型**の事案と、おとりによって初めて犯意を生じた者が犯罪を実行した場合であるいわゆる**犯意誘発型**の事案とを区別し、後者の場合を違法とする。

(批判)

- ① 二分説は、機会提供型について、もともと「犯意」を有する者に犯行の機会を提供した場合は国家が犯罪を創り出したとはいえないことを適法の根拠とするが、機会提供型であっても、捜査機関による働きかけがなければ当該犯行はなかったという条件関係は否定できない以上、犯罪が国家により創出されていると言わざるを得ず、**違法とする根拠**（国家による犯罪の創出）と**適法・違法の判断基準**（事前の「犯意」の有無という基準）との間に齟齬がある
- ② 例えば、殺人の事前の「犯意」を有する者である、いわゆる殺し屋に捜査機関が殺害を依頼して、同人が着手した場合に現行犯で検挙する場合など、機会提供型の事案であっても、およそおとり捜査が適法とはいえない類型があるのであって、**機会提供型か否かという枠組みは適法性判断の一般的な基準とは言い難い。**

(イ) 客観説のうち比例原則説

そこで、近時の学説は、対象者の主観だけではなく、おとり捜査の態様などの利益衡量により決する見解（おとり捜査の客観面も考慮する意味で客観説）が有力であり、中でも、下記平成 16 年判例が、おとり捜査を任意捜査と位置づけたことから、任意捜査の一般的判断枠組みである**岐阜呼気検査拒否事件・昭和 51 年判例・百選（11 版）1 事件**の基準ないし**比例原則**により考える見解が有力である。

このような見解は、通常任意捜査と同様に、その適法性は二段階の判断枠組み（強制処分の禁止、比例原則）となるので、まず第 1 段階として、「（おとり捜査については根拠となる規定やその適法性に関する明文の規定はないものの、）おとり捜査において、対象者に対しその意思を制圧するような強度の働きかけを行えば、強制処分に該当し、明文の根拠がなく強制捜査を行ったとして違法となるべきであり（法 197 条 1 項但書き）、あくまで、おとり捜査は、**法 197 条 1 項の任意捜査の枠内でのみ**許容される、ということになろう。

問題は、第 2 段階の比例原則の適用である。

おとり捜査の場合、違法の根拠として対象者侵害説でも採用しない限り、捜査の必要性和対置されるべき「対象者の法益侵害のおそれ」を見出し難いのではないかとの疑問がある。

そこで、比例原則説に立脚する場合、捜査の必要性和**対置されるべき弊害というものを意識**しつつ論じる必要があろう。

例えば、ここで、違法の根拠として、司法の廉潔性説及び保護法益侵害危険惹起説に立つならば、「おとり捜査は、本来犯罪を防止すべき国家が一種の詐術を用いて人を犯罪に誘い込むという点で不公正な捜査であり、そ

の捜査の適法性を全面的に肯定することは司法の廉潔性に反する上、国家において実定刑罰法規が禁止する法益侵害行為に国家自ら加担するとの点で違法を帯びざるを得ない。

したがって、当該捜査が強制処分に該当しない場合でも無制約に許容されると解すべきではなく、捜査比例原則に従い（法 197 条 1 項本文）、その適法・違法は、おとり捜査の必要性・相当性を考慮し、すなわち、そこで侵害される法益の性質・内容と、これを正当化する要因である、「捜査の対象となっている犯罪の性質・態様・軽重、嫌疑の程度、当該手段をとる必要性・緊急性などから導かれる」捜査上の必要性とが合理的な権衡を保っているか〔又は具体的状況の下で相当かどうか〕、などで判断すべきである。」などと論じることが可能であろう。

(ウ) 平成 16 年判例

○大阪大森所持おとり捜査事件・最決平 16・7・12 刑集 58 巻 5 号 333 頁、百選 (11 版) 11 事件、判例教材 (5 版) 46 頁

【判示】（法解釈部分）

「なお、所論にかんがみ、本件おとり捜査の適否について職権で判断する。・・・・・・

以上の事実関係によれば、本件において、いわゆるおとり捜査の手法が採られたことが明らかである。おとり捜査は、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するものであるが、少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において（※本稿注①・対象犯罪の性質）、通常の捜査方法のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に（※本稿注②・捜査の困難性）、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者（※本稿注③・対象者の犯意）を対象におとり捜査を行うことは、刑訴法 197 条 1 項に基づく任意捜査として許容されるものと解すべきである。」

（検討）

しかし、「少なくとも」との文言があるように、おとり捜査の適否に関し、一般的な判断基準を具体的には示してはいないし（したがって、異なる事案には射程は及ばない。）、また、違法の論拠（価値判断）にも言及していない（多和田・平成 16 年度判例解説（刑事）268 頁）。

したがって、本問では、この最高裁の判示に依拠するのではなく、自らおとり捜査の違法の根拠を述べた上で、そこから適法性についての一般的な判断枠組み（例えば、前記比例原則説の基準など）を述べることが求められよう。

オ 法適用～本問におけるおとり捜査の適法性

(ア) 比例原則説に立った場合の強制処分該当性

比例原則説（法 197 条 1 項説）に立った場合には、簡潔で良いので、強制処分に当たらないことを述べた方が良いでしょう。

例えば、本件おとり捜査は、秘匿実施との性質上、当該捜査実施につき甲の承諾を求めることはあり得ない、しかしこれを知れば甲が拒否することは明らかで、その合理的に推認される甲の意思に反しており「意に反した」ものと同価値である（注）。しかし、おとり捜査に当たって K 1 らが甲

に本件覚醒剤取引を強要したことはなく甲の判断によって実行されたもので、その意思決定の自由等の重要な利益を侵害したものではなく、強制処分に当たらない、などと論じることが考えられる。

注) やや細かいことであるが、重要利益侵害説における「意に反して」の対象は、法益侵害を伴う捜査行為なので、本件では「おとり捜査」の実施そのものであって、本件覚醒剤取引ではないので注意。

(イ) 任意捜査としての適法性

(おとり捜査の必要性に関する事情)

○ (対象犯罪の重大性、嫌疑関係)

甲は、大量の覚醒剤を仕入れた上、機会があればこれを売却しようとの覚醒剤密売の犯意を有していたと確証の高い情報があったことから、大量の覚せい剤密売という悪質重大な事案について、合理的な嫌疑を有する甲を検挙する必要性は高い。

○ (対象犯罪の性質・検挙の困難性)

本件のような薬物事犯にあっては、直接の被害者が存在しないことから、犯罪が組織的・密行的に行われ、現に本件においても、警察官K 1において、覚醒剤の保管場所等の甲検挙につながる証拠も入手できず、他の通常の捜査手法によって証拠を収集し、甲を検挙することが困難な状況にあり、おとり捜査を行う高度の必要性があった。

(おとり捜査の相当性に関する事情)

○ (働きかけの程度)

前記のとおり、甲は、機会があれば覚醒剤密売を行う意思があったもので、捜査協力者Aを介したK 1の働きかけの態様も覚醒剤取引実態からして強度のものとはいえない。したがって、事前の犯意の現実化の機会を設けたに過ぎず、詐術性も低い上、国家による犯罪創出の性格も弱いと評価でき、働きかけの態様の相当性も認められる。

○ (創出犯罪の性質)

おとり捜査により創出される犯罪は覚醒剤所持であるが、直接の被害者は存在しないし、また、それによる一般国民に対する法益侵害の危険についても、生命・身体犯のように回復しがたい被害ではない上、今回は、部下警察官を配置するなど検挙体制を十分に組んでおり、その侵害危険のおそれは低かったと認められ、おとり捜査としての相当性も認められる。

カ 結論

本件おとり捜査は、任意捜査として適法であったと認められる。

(2) 第2問 (約束による自白の証拠能力)

ア 自白の意義、自白法則

自白とは、犯罪事実の全部又は本質部分 (又は主要部分) を認める被告人の供述をいう (条解刑訴〔4版〕824、酒巻・刑訴 (3版) 555頁)。

憲法38条2項と法319条1項は、ともに、自白法則を規定する。

しかし、自白法則の対象となる自白につき、法319条1項は、憲法38条2項が規定する①強制、拷問又は脅迫による自白、②不当に長く抑留又は拘禁された後の自白、のほか、③その他任意にされたものではない疑いのある自白

(以下「不任意自白」ともいう。)も規定するが、一般には両者の規定は適用範囲・趣旨ともに同一であると解されている(堀江・LQ(3版)452頁)。

自白法則とは、法319条1項所定の自白(不任意の自白)の証拠能力を否定する法準則であるが、憲法・刑訴法は、不任意自白を、何のために、なぜ証拠能力を否定するのか(自白法則の目的、根拠)、排除されるべき自白とは何か(排除基準)の問題につきかねてから解釈上の争いがある。

イ 自白法則の趣旨

(ア) 虚偽排除説 (藤岩睦郎・法律実務講座〔刑事編〕8巻1792頁、栗本一夫・刑事法講座6巻1167頁)

不任意の自白は、虚偽であるおそれが高く、類型的に信用性に乏しいとの経験則に基づき、定型的にその証拠能力が否定されるとする見解である。

この見解によれば、自白法則の目的は、誤判防止に求められる(正しい事実認定のための証拠法則である〔大澤・刑訴法の争点〔3版〕170〕)。

虚偽排除説に対しては、嘘をつくという心理状況の認定は困難であるため自白内容が真実であれば排除されないとの判断に傾きがちであり、法の趣旨が没却される(田宮・刑訴〔新版〕384頁、田口・刑訴〔7版〕406頁)との批判がある。

そこで、虚偽排除説における排除基準は、当該自白が、被疑者が心理的な影響を受け、虚偽の自白が誘発されるおそれの大きい状況でなされたかどうかを類型的に判断する、としている(川出・判例講座〔捜査・証拠篇〕2版350頁、大澤裕「自白の任意性とその立証」刑訴の争点〔3版〕171)。

(イ) 人権擁護説

(平場安治・刑事訴訟法講義〔3版〕180頁、鴨良弼「刑事証拠法」206)

憲法38条2項の自白法則は同条1項の担保規定であり、同項が規定する黙秘権保障の趣旨にかんがみ、自白が黙秘権を侵害してなされた場合にはその証拠能力が否定されるとする見解である。

この見解によれば、自白法則の目的は、黙秘権保障(人権擁護)である。

人権擁護説の下では、排除の基準は、黙秘権が侵害された〔供述の自由の制約があったか〕かどうか(又は黙秘権を侵害する不当な圧迫があったかどうか)であり、排除されるべき「不任意の自白」とは、端的に黙秘権を侵害して得られた自白ということになる(川出・判例講座〔捜査・証拠篇〕2版350頁)。

(ウ) 違法排除説

(代表的論者として、田宮・刑訴〔新版〕349頁。鈴木・刑訴〔改訂版〕219頁)

憲法31条を根拠として、自白採取の過程における適正手続を担保する手段として、これに違背して得られた自白を排除する、というものであり、自白法則につき違法収集証拠排除法則を自白に適用したものと位置づける。自白法則の目的も、違法収集証拠排除法則と同様に、適正手続の保障のためにある、ということになる。

違法排除説における排除基準は、排除される自白は、(広く)違法な捜査手段によって得られた自白ということになる。

(エ) 裁判例・実務

判例は、伝統的に虚偽排除説に依拠しているが、人権擁護説的な言い回しもあるとされている（大谷・新実例刑訴Ⅲ136）。

そこで、虚偽排除説も人権擁護説も供述者の供述時における心理状態を基準とする点では共通しており、文理上も「不任意の自白」で包括されることから、両者を統合して、虚偽排除と人権擁護の両面から、自白の任意性を判断する見解（任意性説）が実務では採用されているとされる。

ウ 約束による自白

(ア) 昭和 41 年判例

本件のように不起訴の約束による自白についての指導判例として以下の判例がある。

○ 児島税務署収賄事件・最二小判昭 41・7・1 刑集 20 巻 6 号 537 頁百選 (11 版) 68 事件、判例教材 (5 版) 493 頁

【判示】

「そして、本件のように、被疑者が、起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、自白をすれば起訴猶予にする旨のことばを信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を欠くものと解するのが相当である。」

(検討)

本判決は、本件自白について任意性に疑いがあるとして証拠能力を否定したが、直接その理由は明示していない。しかし、被疑者が不起訴権限のある検察官の発言を伝え聞きその言葉通り起訴猶予になると誤信して自白した事案であり、検察官の不起訴約束は虚偽自白を典型的に強く誘引するものであることから、虚偽排除説の観点から排除したと考えるのが相当であろう（古江・事例演習刑事訴訟法 (3 版) 344 頁、堀江・LQ (3 版) 459 頁、加藤克佳・百選 (9 版) 157、池田公博・百選 (10 版) 163、南迫・百選 (11 版) 159）。

(イ) 本件における検討

したがって、第 2 問においても、自白法則の関連規定、趣旨を述べた上で、前記のとおり、虚偽排除説の観点から、検察官の不起訴約束は刑罰の危険にさらされている被疑者にとっては大きな利益であり虚偽自白を典型的に強く誘引するものであるので、不任意の自白に当たり、自白法則（憲法 38 条 2 項、法 319 条 1 項）により証拠能力が否定されると論じることによいと思われる。

確かに、検察官が当該被疑事実について不起訴の約束をしておきながら、起訴することは、約束違背であって事案によっては偽計にも当たり、騙して黙秘権を放棄させたとの点を捉えて、黙秘権侵害という違法があるとして、人権擁護説あるいは違法排除説によっても排除の余地あるかもしれない。とはいえ、不起訴約束をした後に事情変更があり起訴に至った場合には、偽計とはいえない上、少なくとも、虚偽排除説と理解される**昭和 41 年判例**の判示を意識した上で、論じる必要があろう（注）。

注) もっとも、平成 28 年法改正により合意制度 (350 条の 2 以下) が厳格な要件の下で導入された後は、同制度によらないで、約束により自白を得ること自体が法 350 条の 2 以下の規定の潜脱であり違法とみる余地があろう。

2 評価

- (1) 事例に対する解決を求める第1問については、問題の所在を述べた上で、問題解決に必要な一般的基準を法解釈により定立した上、本件事案から適切に具体的な事情を抽出して当てはめて結論を示すことが必要である。これまでの入試説明でも繰り返し説明してきたとおり、法解釈・判断基準（第1問であれば、おとり捜査の適法・違法の判断基準、第2問であれば、自白法則の趣旨及び排除されるべき判断基準）を示すことなく、問題文中の事実を並べて、これらを総合して適法・違法又は証拠排除であると述べるにとどまる答案は、法的三段論法を理解しないものとして低い評価にとどまる。
- (2) 問題の所在を述べるに当たっては関連条文（第1問にあつては、法212条1項、213条、第2問にあつては、憲法38条2項、法319条1項）の指摘は必要である。
- (3) 加えて、本問では、第1問にあつては、法適用に当たり、法適用の基礎となる事実を適切に問題文から抽出した上で、評価を加えた上で法規範に当てはめているかどうか、を重視した。
- (4) 個別に指摘するならば、
第1問においては
 - もっぱら本件おとり捜査が強制処分にあたるかどうか焦点を当て、任意捜査としての適法性について基準及び当てはめの論述が薄い又は欠けるものがあった。また、問題提起に当たり、「強制処分に該当すると令状なしに行われており・・・」など、おとり捜査は令状主義の統制に置かれてことを失念して一般の論議を張り付けたような答案も目立った。
 - 本件おとり捜査が「強制処分に当たる」としながら、おとり捜査の必要性を述べて比例原則の下で適法となると述べるなど、強制処分法定主義違反の効果あるは強制処分該当性・任意捜査の適法性という二段階判断枠組みという刑事法の初歩的理解に欠けるものもあった。
 - 比例原則を述べるに当たり、単に「何らかの法益を侵害するおそれがあるの」と昭和51年判例（有形力行使の事案）のものを流用し、おとり捜査の違法の根拠に言及しない答案が多かった。
 - 平成16年判例が判示する基準は「少なくとも」とあるので一般的判断枠組みではあり得ないのに、比例原則規範を述べた上で「具体的にえば・・・」と述べて判例判示につなげて、あたかも両者の規範が等価の関係にあるかのように論じるなど、判例判示の理解が不十分な答案も目立った。
 - 平成16年判例判示の基準を採用する答案は、当てはめの際、単に判例の三つの各要素に該当する旨述べるだけで、事実の評価が乏しいものが多かった。
 - 二分説に言及する答案もあったが、「犯意の誘発」とすべきところを「犯罪の誘発」としたり、二分説にいう「犯意」とは「犯行の素地〔機会があればこの種の犯罪に出る傾向〕」との意味であるのに、安易に刑法の「故意」と誤解し、本件においても「甲はK1に犯意を誘発された」と誤った判断をするなど、二分説の理解の正確性に疑問のある答案もあった。などが挙げられる。
- (5) 第2問においては
 - 大半の答案が「約束による自白」は、指導判例どおり証拠能力が認められないとしていたが、理由を説明しないもの（なぜ任意性に欠けるのか理由がないもの、単に約束がなければ自白しなかったとの因果関係のみ指摘するもの、なぜ虚偽の自白のおそれがあるのか説明がないもの、など）が多かった。

- 人権擁護説や違法排除説に依拠している答案においても、「約束による自白」だと、なぜ「黙秘権侵害」なのか、なぜ「違法」なのかの説明がないものも目立った。
 - 自白法則と自白補強法則（法 319 条 2 項）を混同し、後者に言及する答案もあった。
 - なお、司法取引に言及し、適法の余地があるとするものもあったが、法 350 条の合意制度は、あくまで被疑者が行うことは「他人の刑事事件について」真実の供述をすることであって「自己の犯罪事実の自認供述」たる自白をすることではなく（ただし「共犯者の自白」の場合には重複する余地がある）、米国法におけるように自己負罪型ではないことを意識して論じる必要がある。
（なお、問題文をしっかりと読んで問われていることのみ論じて欲しい。問題文に「『1』記載の・・・」と明記しているのに、「2」記載の無令状差押えにまで論じているものもあった。）
- (6) 今後も刑訴法学習に当たっては指導判例を重視するとともに、少なくとも入試・入学までには、教科書全体を通読するなど第 1 審にかかわる刑訴法全般にわたって学習しておくことも大切である。